

子どもの権利条約

児童の権利に関する条約

世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

子どもの権利条約は、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としても多様な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、世界のどこで生まれても子どもたちがもっている様々な権利が定められた、この条約が採択されてから、世界中で、多くの子どもたちの状況の改善につながってきました。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それでは、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある自らについて自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



第287号

2026年2月1日発行

編集・発行

和束町人権啓発課

（人権ふれあいセンター内）

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



第24回

和束町人権フェスティバル

2026年3月1日(日)

午前10時30分～午後3時

保育園

園児たちによる
コンサート

展示

- ・啓発パネル
- ・手芸教室
- ・編み物教室
- ・パッチワーク教室
- ・工作教室
- ・健康体操
- ・モルック教室
- ・こども館作品
- ・保育園作品
- ・小・中学校作品

子供向けショー

うた絵本 Live Caraban
荻田七緒子さん

スマホひとつで、なんでも視聴できる時代だからこそ、“生の音で絵本の世界を体験する”温度のあるリアルな体験を通じて、たくさんの親子に「思い出のえほん」を作ってもらいたいという想いで活動されています。

トーク&ライブ

父親：日本人フラメンコギタリスト
母親：南アフリカ人バレエダンサー

染谷 西郷さん

アパルトヘイト・差別・いじめ・夢
音楽を通して、様々な経験を伝えます

2000年にFUNKISTを結成。2001年から、FUNKISTのボーカル&リーダーとして本格的にLIVEを開始。
いじめ、国際問題、長年の夢が叶うまでのストーリーなど、
染谷西郷さんが経験してきたからこそ語れるさまざまな体験
を、音楽を織り込みながら伝えるトーク&ライブ

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。
悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題
の解決や解消を援助します。
人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお
越しください。

2月の相談日

月日…2月27日(金)
時間…午後1時30分～4時
場所…人権ふれあいセンター



人権発講課(人権ふれあいセンター内)
でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和束町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212